

令和 7 年度

定期監査結果報告書

石狩北部地区消防事務組合監査委員

1 監査期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 30 日（月）まで

2 監査範囲

令和 7 年度監査等計画に基づき、令和 6 年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

【対象部署・実施期間】

対 象 部 署	抽 出 課	実 施 期 間
消防本部	警防課 (警防担当、指令担当)	6 月 2 日～6 月 30 日
当別消防署	警防課	〃
新篠津消防署		〃
石狩消防署	警防課 (警防担当、車両装備担当)	〃

【監査項目・対象書類】

監査項目		対象書類
①収入金の収入事務		調定、納入通知など、収入に関する書類
②旅費の支給事務		旅行命令簿、復命書など、旅費に関する書類
③支出事務 ア 報酬、イ 報償費、ウ 需用費、 エ 役務費、オ 委託料（予定価格 20 万円未満）、カ 使用料及び賃借料、キ 備品購入費（予定価格 20 万円未満）、		選任、支出に関する決定書、執行決議書などの支出に関する書類
ク 負担金及び交付金		負担金の支出及び補助金等交付申請書など、補助金の支出に関する書類
	消防本部	・ 令和 6 年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業
	当別消防署	・ 令和 6 年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 ・ 令和 6 年度消防団運営交付金

	新篠津消防署	・ 令和 6 年度消防団運営交付金
	石狩消防署	・ 令和 6 年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 ・ 令和 6 年度消防団運営交付金
④契約事務（予定価格 20 万円以上）		執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類
	消防本部	・ NET119 及び RAIDEN119 に係るシステム運用委託 ・ 当別消防署化学消防ポンプ自動車売払い ・ 当別消防署救助工作車購入 ・ 当別消防署消防吏員用防火服購入 ・ 新篠津消防署物体検知型映像鮮明化システム購入 ・ 石狩消防署浜益分団積載車修繕 ・ 石狩消防署第 1 分団第 1 部消防ポンプ自動車購入 ・ 石狩消防署厚田分団積載車購入 ・ 石狩消防署空気ボンベ購入 ・ 石狩消防署消防吏員用防火服一式購入 ・ 石狩消防署潜水用資機材一式購入
	当別消防署	・ 消防用ホース購入 ・ 操法用ホース購入
	新篠津消防署	・ 水力換気ノズル購入 ・ 署活動系携帯型無線機購入 ・ 空気呼吸器ボンベ購入 ・ 消防用ホース購入
	石狩消防署	・ 消防車両用夏タイヤ購入 ・ 消防車両用スタットレスタイヤ購入 ・ 資材運搬者オートハブ交換（石狩 18） ・ 大型高所放水車保守点検・車検整備 ・ 化学消防ポンプ自動車照明油圧修繕 ・ 半自動体外式除細動器借上 ・ 連絡車借上 ・ 事務用車両借上 ・ 除雪用タイヤショベル賃貸借用金 ・ 空気呼吸器購入 ・ 消火栓設置工事

3 監査方法

監査の実施にあたっては、監査対象部署から、あらかじめ関係書類の提出を求めた。また、監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

なお、監査において疑問が生じた場合は、関係する職員から説明を受けた。

4 監査結果

次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

指 摘 事 項

組合全体 13 件

【文書指摘】 0 件

【口頭指摘】 13 件

消防本部 3 件

【口頭指摘】 3 件

＜支出事務（消耗品費・食糧費）＞

- ・ 履行完了の通知を受けた日から 10 日以内に履行確認の検査を行うこと。(2)
- ・ 納品書の日付と検収日がずれていると、実際の取引日が不明確とされ、適正性を疑われるため、契約マニュアルに基づく処理を行うこと。(1)

当別消防署 2 件

【口頭指摘】 2 件

＜契約事務（消耗品費・手数料）＞

- ・ 小額の執行であっても執行決議書は予算執行の根拠文書であり、支払いの上限額や予定額を示すものであることから、請求額が執行決議額を超える場合には再決裁を求めること。(2)

新篠津消防署 2件

【口頭指摘】 2件

＜契約事務（備品購入費・施設修繕料）＞

- ・契約方式に基づいた正しい契約根拠を記載すること。(2)

石狩消防署 6件

【口頭指摘】 6件

＜支出事務（消耗品費・修繕料）＞

- ・納品書の日付が検収日より後でも、契約内容に適合していれば履行は成立しますが、納品書の日付と検収日が大きくずれていると、実際の取引日が不明確とされ、適正性を疑われるので、契約マニュアルに基づく処理を行うこと。(6)